

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成31年(2019年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】夫婦の一方は,他方と不貞行為に及んだ第三者に対し特段の事情がない限り離婚に伴う慰謝料を請求することはできないと判示(平成31年2月19日最高裁)

【2】XはA所有の土地建物の購入において弁護士Yが資格者代理人として本人確認をし所有権移転登記申請をしたところ,後に真実の所有者Aの求めにより抹消登記手続がされたことから,XはYに損害賠償を求めたが,Yの不法行為責任が否定された事案(平成29年6月28日東京高裁)

【3】離婚に際し,以前に死亡した長男の墳墓の管理を父Bが行う合意がされていたところ,Bが実家の墓所内に遺骨を移動したため母Aが自身を祭祀財産の承継者とする処分及び分骨を請求したが,母Aの請求を容れなかった事案(平成30年1月30日大阪高裁)

【4】別居し離婚訴訟中の夫Xが妻Yに対し未成年の子らとの面会交流を求めた事案。原審は2か月に一回程度の面会を許さなければならぬとしたが,本決定は現時点で面会交流実施の条件が整っていないとして,原審を取消しXの請求を却下(平成30年2月13日札幌高裁)

【5】A(父)とB(母)は別居しBが未成年者を監護し,Aが面会交流を求めた請求が認容されているが,Bが面会交流を拒否するためAが間接強制を申立てた。原審は不履行1回につき強制金5万円としたが,Aが抗告し不履行1回につき強制金を20万円とし原決定を変更した(平成30年3月22日大阪高裁)

【6】相続人の一部が相続した駐車場の賃料収入を彼らの間で分配していたことに対し,相続人Xが遺産分割協議の無効が確定したことを受け,上記駐車場の賃料の収受が不当利得に当たると主張してその返還を求め,同請求が認容された事例(平成30年5月15日高松地裁)

【7】Yと不動産の管理・運用につきアセットマネジメント契約を締結したXが,本件不動産の譲渡完了をもってアセットマネジメント報酬として5億760万円の支払いを求め,Yが忠実義務違反による損害賠償請求で反訴したが,Xの請求が一部認容された事例(平成29年11月29日東京地裁)

【8】自筆証書遺言は,遺言者が遺言書作成時に自書能力を有し,添え手をした他人の意思が運筆に介入した形跡がないことが筆跡の上で判定できることが必要だが,遺言書作成過程を撮影した動画ではその要件が確認できないとして自筆証書遺言が無効とされた事例(平成30年1月18日東京地裁)

【9】傘下の暴力団員がみかじめ料を風俗店経営者に要求して提訴された事件で,その組長と指定暴力団会長も使用者責任または暴対法31条の2所定の責任を問われた事案。組長には共同不法行為を肯定し,会長については使用者責任を認め,慰謝料の支払いを命じた(平成30年5月30日広島地裁)

(知的財産)

【10】原告が特許庁の無効審決の一部分の取消しを求めた事案。本件発明と別発明との相違点の認定について審決の判断に誤りがあり当業者は相違点に係る構成を容易に想到することができたとして審決を取消した(平成31年1月28日知財高裁)

【11】特許権者である被控訴人の請求のうち,特定被告製品の差止請求及び損害賠償請求を認容した原判決に対して,控訴人が敗訴部分を不服として本件控訴を提起したが,棄却された事例(平成31年1月31日知財高裁)

【12】CHAMPAGNEの文字を含む商標を持つ原告が,特許庁の無効審決を不服として本件訴えを提起したが,「CHAMPAGNE」の表示はシャンパーニュ地方のワイン生産者等の努力の結果,周知著名性を獲得し信用が形成されているとして原告の請求を棄却した事例(平成31年2月6日知財高裁)

(民事手続)

【13】刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書及び捜査に関して作成された書類の写しが,民訴

法220条所定の文書に該当し、当該文書の保管者による提出の拒否が裁量権の範囲の逸脱・濫用にあたる時は、裁判所はその提出を命ずることができる(平成31年1月22日最高裁)

【14】被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令は当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるとはいえない(平成31年1月23日最高裁)

【15】離婚訴訟において原告と第三者との不貞行為を主張して請求棄却を求めている被告が上記第三者を相手方として提起した上記不貞行為を理由とする損害賠償請求訴訟は人事訴訟法8条1項の関連請求に係る訴訟に当たるとされた事例(平成31年2月12日最高裁)

【16】外国為替証拠金取引の会社が破産し破産債権が回収できなかったことにつき債権者(被害者)が裁判所、地検等の怠慢によって破産者等の責任追及をして被害の回復をするという期待を裏切られ精神的苦痛を被ったとし国に損害賠償を求めたが請求が棄却された事例(平成29年1月19日東京地裁)

(刑事法)

【17】被告人は資産家夫妻を殺害して所持品を強奪した上死体を土中に埋めて遺棄し、強奪したクレジットカードを不正に使用して約381万円相当の新幹線回数券をだまし取ろうとした事案。原判決が維持した第1審判決の科刑(死刑)は是認されるから上告は棄却するとされた(平成30年12月21日最高裁)

【18】刑訴法435条1号にいう「確定判決」とは、刑事の確定判決をいうのであり、民事の確定判決やこれと同一の効力を有する和解調書等は含まれないから再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告は棄却するとされた事例(平成31年2月12日最高裁)

【19】覚醒剤取締法違反による同種服役前科が6犯ある被告人につき、懲役2年10月の全部実刑の原判決を破棄し、施設内処遇に続き社会内処遇を実施することが相当とし懲役2年10月に処しその刑の一部である懲役6月の執行を2年間猶予しその期間保護観察に付した事例(平成29年10月11日東京高裁)

【20】入会地の野焼作業中に3名が焼死した事件で、原審は同人会地の管理保全を行っていた組合長及び事務局長の過失を認め有罪としたため、弁護人が控訴。本判決は原判決を破棄し、被告人両名に火災の予見可能性・結果回避義務はなく、犯罪の証明がないので無罪とした(平成31年1月23日東京高裁)

(公法)

【21】東京都議会議員の定数並びに選挙区及び議員の数に関する条例で島しょ部を特例選挙区として存置したことの適法性が問われた事案。その自然環境や社会経済の状況が東京都の他の地域と大きく異なり特有の行政需要を有する等の理由から適法ないし合憲と判断された(平成31年2月5日最高裁)

【22】名張市議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定及びその公表行為が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例(平成31年2月14日最高裁)

【23】大阪朝鮮学園による府及び市への補助金申請がいずれも不交付とされたため、不交付の取消、補助金交付を受けられる地位の確認等を求めたところ、本判決は、府、市に裁量の逸脱・濫用はなく、交付対象要件の適用にも誤りはないとして原判決を是認し控訴を棄却(平成30年3月20日大阪高裁)

(社会法)

【24】日雇派遣、日々職業紹介により就労先で就労した労働者が給料日前日に給料を受け取る際派遣元ないし就労先が賃金から振込手数料を天引するのは違法として慰謝料の支払を求めた事案。就業者の同意があるとしてもその自由な意思に基づくとは認められないとして請求を認容(平成30年2月7日東京高裁)

【25】原告が、被告がウェブサイト上に掲載した文章が虚偽の事実であり、これにより営業上の信用を著しく毀損されたとして被告に対し不正競争防止法に基づき上記内容を被告のウェブサイトに表示することの差止め等を求めたところ、同請求が認容された事例(平成31年1月31日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判平成31年2月19日 裁判所HP

平成29年(受)第1456号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/422/088422_hanrei.pdf

【裁判要旨】

夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできない。

(理由)

離婚による婚姻の解消は、本来、当該夫婦の間で決められるべき事柄であり、夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は、これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても、当該夫婦の他方に対し、不貞行為を理由とする不法行為責任を負うべき場合があることはともかくとして、直ちに、当該夫婦を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負うことはないと解される。第三者がそのことを理由とする不法行為責任を負うのは、当該第三者が、単に夫婦の一方との間で不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情があるときに限られるというべきである。

(2) 東京高判平成29年6月28日 判例時報2389号101頁

平成28年(ネ)第5763号 損害賠償請求控訴事件(取消・請求棄却(上告受理申立て(不受理)))

Xは、売主Aから土地建物(本件不動産)を購入した際、Aと面識がなく、第三者を介して立会を求められた弁護士Yが立会い、Aについて不登法規則72条に基づく本人確認情報を提供し登記義務者の代理人として所有権移転登記申請をし、Xは自称Aに代金を支払い、所有権移転登記を経た。しかし、後に真実の所有者Aから抹消登記手続を求められ、Xは本件不動産の所有権を取得することができなかった。そこでXは、Yに対し、Yの過失により損害を被ったとして不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

原判決は、資格者代理人は、自称Aから提示された住基カードのQRコードを読み取る義務があるとまではいえないものの自称Aが提示した遺産分割協議書のAの夫の死亡日の記載が誤っていたこと、売買代金2億4000万円が現金決済という異例なものであったこと等の事情から自称Aの成り済ましを疑うべき事情があったとしてYの不法行為責任を認め、Xにも過失があったとして四割の過失相殺をし、Xの請求3億2239万7300円のうち1億6044万4218円を一部認容したが、XY双方が控訴した。本判決は、住基カードに外見上不自然な点はなく、現金決済であることについてYが売買契約締結時まで認識していたとは認められず、Yにおいてできる限りの本人確認を行ったこと等からYの注意義務違反を認めず、不法行為責任を否定した。

(3) 大阪高決平成30年1月30日 判例タイムズ1455号74頁

平成29年(ラ)第1481号 祭祀承継者指定申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

A(母)とB(父)は昭和46年に婚姻したが、長男が10歳で死亡した。Bは喪主となり、墓地使用者として墳墓(甲市)を設け遺骨を埋葬した。ABは平成7年に調停離婚し、その際、墓地はBが管理し、Aは随時墓参りするという合意が成立した。Bは墓地の管理料等を支払い、Aも随時墓参りをしてきたが、平成27年にBは死後無縁仏となることを懸念し、実家(乙市)の墓所内に新たな墳墓(改装墳墓)を設け、長男の遺骨を移動した。これを知ったAは、同年、墓参りが困難であることを理由に分骨を求める訴訟を提起したが棄却され確定した。AはBに対し平成29年に、主位的に、祭祀財産の承継者をAと定める処分を、予備的に分骨とその引渡を求めた。原審はいずれも理由がないとして却下し、抗告審も、主位的請求については、AB間では協議により長男の祭祀主催者をBとすることが既に定められており、Bの改装の意図目的に合理性が認められること等からすれば祭祀主催者を変更すべき事情もないとし、予備的請求についても、BはAの墓参りを拒んでいるとはいえず、改装墳墓はBの祖先の墳墓とは別途設置するなどAの心情や墓参りの便宜に配慮していること等から、遺骨の一部をAに分属させなければならない特別の事情があるとはいえないとし、抗告を棄却した。

(4) 札幌高決平成30年2月13日 判例時報2388号37頁

平成29年(ラ)第223号 面会交流申立審判に対する抗告事件(取消・申立て却下(許可抗告(不許可、確定)))

別居している離婚訴訟中の夫Xが、妻Yに対し、未成年の子らとの面会交流を求めた事案。原審は、Yは、Xに対し、本件審判確定の日の属する月の翌月以降、Xが未成年者らとそれぞれ2か月に一回程度面会することを許さなければならない旨の審判をした。

本決定は、父母が別居した場合であっても、子が非監護親と面会交流することは、子の利益が害されると認められる特段の事情がない限り、子と非監護親が面会交流をすることを禁止すべきではないが、原審で試行的面会交流が実施できなかった(Yが拒否した)ことにより、面会交流の具体的内容や条件の検討することが困難となっており、現時点で面会交流を実施するにあたっての諸条件が整っているとは認められないとして、原審判を取り消し、申立てを却下した。

(5)大阪高決平成30年3月22日 判例タイムズ1455号68頁

平成30年(ラ)第142号 間接強制決定に対する執行抗告事件(変更,確定)

A(父)とB(母)は平成27年に別居し、Bが未成年者(平成25年生)を監護している。同年、Aは面会交流の調停を申立て、平成29年に毎月1回の面会交流を命ずる審判がなされ、Bが即時抗告し、高裁にて当初3回は2か月に1回の頻度とし、第三者の立会いを認める決定がなされ確定した。Bは調停前に3回ほど未成年者をAに会わせたが、一貫して面会交流を拒否し、親子交流場面調査にも出頭せず、高裁決定後の初回の面会交流にも応じなかった。Aは間接強制の申立を行ない、原審は強制金を不履行1回につき5万円とし、Bは平成30年にその支払を命じられた後、面会交流に2回程度応じた。Aが抗告したところ、抗告審は、Bが別居後約3年間面会交流を拒否し続け、任意の履行をしなかったこと等から、Bが2回程度義務を履行したからといって、今後も継続的かつ確実に履行するとみることが困難であり、同履行をさせるためには、Bが歯科医師であり年収500万円弱を得ており、Aの婚姻費用の分担金が月額21万円であることも考慮し、不履行1回につき20万円とするのが相当であるとし、原決定を変更した。

(6)高松地判平成30年5月15日 金法2107号72頁

平成28年(ワ)第72号 不当利得返還等請求本訴事件,平成28年(ワ)第183号 相続税立替払合意に基づく立替金返還請求反訴事件(本訴請求一部認容・一部却下,反訴請求棄却)

亡Aの法定相続人は、代襲相続人(亡Aと後妻との間の子)であるXのほか、亡S(亡Aと先妻との間の子)とY1 Y3,C,E(亡Aと後妻との間の子)の7名である。亡Aは平成13年4月28日死亡したが、亡S(当時、統合失調症で入院中。平成14年7月18日死亡。)を除く亡Aの相続人らは、平成14年2月、亡Aの遺産分割協議書を作成したが、その際、亡Sの署名押印はY2が代行した。同協議書では、Xは銀行預金1口座にかかる預金を、亡Sは1筆の土地をそれぞれ取得し、その余の相続財産は、その余の相続人らが分割取得するものとされた。亡Aの相続人らは、平成14年2月28日頃、遺産分割協議に応じて負担する相続税の申告をし、Xは約100万円、亡Sは約450万円、Y1 Y3,C,Eは各約5000万円を納税した。遺産分割協議に基づいてY1 Y3,C,Eが取得した亡Aの相続財産の中には、駐車場として賃貸していたものがあったところ、亡Aの死後、Y2がこれを管理するようになり、回収した賃料をY1 Y3,C,Eに分配していた。ところが、上記遺産分割協議の無効を確認する旨の判決がなされ、確定した。また、平成27年1月6日、亡Sの相続財産に関する遺産分割審判がなされ、確定した。Xは、以上のような経緯の下、Y1 Y3に対し、上記駐車場の賃料の収受が不当利得に当たると主張して、その返還を求める本訴を提起した。他方、Y1 Y3は、Xに対し、亡Aの相続財産にかかる遺産分割協議に応じてXが納付した相続税額と確定審判を前提にXが納付すべき相続税額との差額をY1 Y3が納付しているから、差額分は不当利得であると主張して、そのほか上記立替払金等とともに、その返還を求める反訴を提起した。

本判決は、不当利得返還を求める本訴について、民法190条1項にいう悪意とは、果実収取権能のある本権のないことを知り、またはこのような本権の有無につき疑いを持っていることをいうところ、確定判決で当初の遺産分割協議が無効と判断された理由は、亡Sが協議に加わっておらず、また、当時、意思能力を欠いていたことにあり、上記確定判決に係る訴訟において、Y1 Y3は上記協議の時点で上記の原因事実を知っていたといえるから、果実収取権能のある本権の有無について少なくとも疑いを持っていたといえ、悪意の占有者に当たり、不動産の賃料収入について不当利得返還義務を負うと判示した。また、反訴について、Y1 Y3が当初の遺産分割協議に応じて相続税の申告をしたことによる損失は、無効と判断された上記協議に基づいて本来納めるべき税額を超えた相続税を国に納めたことによる国に対する関係で生じているにすぎず、Y1 Y3が主張するXの利得も、Xが本来国に納めるべき相続税を納めていないことによって国との関係で生じているのであって、XとY1 Y3との間で何らかの財産的価値の移動が行われた結果生じたものではなく、相続税については申告納税方式が採られており、Y1 Y3の納付すべき相続税額は、Y1 Y3らの申告によって確定したものであるから、Y1 Y3が主張する不公平が生じているとしても、国との関係で国税通則法所定の税務署長に対する更正の請求のような方法で調整すべきものであり、仮にY1 Y3の過納付部分を損失、Xが本来納付すべき税額と実際の納付額との差額を利得と捉えるとしても、これらの中に因果関係はなく、不当利得の成立は認められないと判示した。

(7)東京地判平成29年11月29日 金法2106号66頁

平成27年(ワ)第35993号 アセットマネジメント報酬請求本訴事件,平成28年(ワ)第35388号 損害賠償請求反訴事件(本訴請求認容,反訴請求棄却)

本件本訴は、Yとの間で、不動産の管理・運用についてのアセットマネジメント契約を締結したXが、その後、その

一部変更にかかる覚書を取り交わし、これに基づき、本件不動産にかかる信託受益権のYからE株式会社への譲渡および同社から株式会社Fへの譲渡を完了させたことにより、上記覚書所定のアセットマネジメント報酬として5億760万円の請求権が発生した旨を主張して、Yに対し、その支払等を求める事案である。なお、Yは、本件本訴につき、後記のXの債務不履行により本件反訴に係る4億4000万円の損害に加えて上記報酬相当額の損害が生じたなどと主張して、上記債務不履行による損害賠償請求権のうち上記報酬相当額部分と、Xの報酬請求権とを対等額で相殺する旨の抗弁を主張している。また、本件反訴は、Yが、Xに対し、Xが上記受益権の譲渡に係るアセットマネジメント業務を行うにあたり、Fから社内決済期限も明示された購入意向の表明があったにもかかわらず、その事実をYに通知せず、上記決済を待つことなく譲渡先としてG株式会社を選定したうえ、Fから提出された買受申込書の受領を拒絶したこと、Gとの間で上記受益権の売買契約交渉を終了するにあたり、減額交渉をすることなく5億円の解約違約金の支払を内容とする契約の締結を強要したことなどがアセットマネジメント契約上の善管注意義務、忠実義務および通知義務に違反するなど主張して、債務不履行による損害賠償請求権(本件本訴において相殺に供した部分を除く)に基づき、4億4000万円(Yが上記解約違約金に係る和解金として支払った4億円と本件反訴に係る弁護士費用4000万円に相当する額)の損害賠償等の支払を求める事案である。

本判決は、本件本訴請求に係る上記アセットマネジメント報酬の発生を認めたとうえで、Xに債務不履行があったかについては、不動産信託受益権に関するアセットマネジメント業務などを内容とする投資一任契約におけるアセットマネージャーであるXは、委託者であるYに対し、忠実義務(金融商品取引法42条1項)および善管注意義務(同条2項、民法644条)を負っているところ、同業務の判断については、アセットマネージャーの合理的裁量にゆだねられる部分が大きく、Xによる業務判断の結果としてYに損失が生じたとしても、その合理的裁量を逸脱した場合についてのみ、Xは、善管注意義務違反または忠実義務違反があるものとして責任を負うものと解するのが相当であるが、本件において、Xが、不動産信託受益権の売買に係る(1)売却先の選定、(2)売却できない場合に備えて違約金を支払うことを前提に別の売却先との売買契約の締結、(3)合意の一部変更などについて、アセットマネージャーとしての合理的裁量に逸脱した点はなく、善管注意義務違反ないし忠実義務違反は認められず、債務不履行責任を負うとは認められないと判示した。

(8)東京地判平成30年1月18日 金法2107号86頁

平成27年(ワ)第29172号 所有権移転登記抹消登記手続請求事件(請求棄却)

被相続人Aは、平成27年6月10日に死亡したが、その法定相続人は、長女X1、二男X2、長男Yの3名であり、主要な遺産は東京都内の宅地(持分2分の1)および4階建ての建物(持分100分の14)である。Aは、平成22年8月11日に公正証書遺言をしており、その内容は、不動産はYに相続させ、その余の財産はXら及びYに均等に相続させるというものであった。また、Aは、平成24年12月14日に自筆証書遺言をしており、その内容は、すべての財産はXら及びYに均等に相続させるというものであった。Aは、当時、自書能力を失っており、平成24年の遺言は親族が手を添えて書いたもので、その状況が動画として記録されていた。Yは、平成22年の遺言に基づき、上記不動産を自己名義に所有権移転登記を経由していたところ、Xらは、主的には、平成24年の遺言が有効であるため、平成22年の遺言が失効したとして、平成24年の遺言の内容に合わせた更正登記手続を求め、予備的には、仮に平成24年の遺言が無効であったとしても、平成22年の遺言にも無効原因があるとして、法定相続分に合わせた更正登記手続を求めた。

本判決は、平成24年の遺言の有効性については、他人の添え手による補助を受けた自筆証書遺言が有効となるためには、遺言者が遺言書作成時に自書能力を有し、かつ、添え手をした他人の意思が運筆に介入した形跡がないことが筆跡の上で判定できることが必要であるが、XらはAによる遺言書作成過程を動画で記録しているが、遺言書そのものにより本人が書いたことが判定できることを保証するものではない以上、自書の要件を補充したり、これに代替したりするものではなく、そもそもAは自書能力がなく、動画によれば、親族による添えてによりAの運筆に介入した疑いが残ることから、平成24年の遺言は自書の要件を欠くものとして無効であると判示した。なお、平成22年の遺言の有効性については、証拠によれば、適式な口授がされており、同遺言がAの意思に反していたとも認められないと判示した。

(9)広島地判平成30年5月30日 判例時報2388号69頁

平成28年(ワ)第278号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

性風俗店を経営しているXらが、暴力団員から、みかじめ料を支払うよう要求され、これに応じなかったことから、現実の襲撃を含む脅迫行為を受けたことや金員を喝取された(各不法行為)について、指定暴力団傘下の暴力団の構成員以外に、その各組長、そして、当該暴力団からみて最上位に当たる指定暴力団の会長を使用者責任又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、暴対法)31条の2所定の責任をそれぞれ主張し損害賠償を請求した事案。

本判決は、各組長については、共謀の事実を認定し、共同不法行為を肯定し、会長については、使用者責任を認め(暴対法31条の2の責任については判断していない)、実損害に加え、慰謝料に関し、請求額500万円に対し400万円、請求額800万円に対して、600万円を認めた。

【知的財産】

(10)知財高判平成31年1月28日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10027号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/088299_hanrei.pdf

原告が、特許庁の無効(2013-800118号事件についてした)審決のうち「特許第3905538号の請求項1等に係る発明についての審判請求は成り立たない。」との部分等の取り消しを求めた事案であって、本件発明と甲2記載の発明との相違点の認定について審決の判断に誤りがあり、当業者は相違点に係る構成を容易に想到することができたとして審決を取り消した事案。

原告は、本件発明と甲2記載の発明との相違点6に関し、リノール酸が、甲2発明1における揮発性作業流体といえるのか否かが明らかではない等との本件審決の認定がいずれも誤りであると主張する。本件発明1における揮発性作業流体は、ストリッピング処理過程に付す前に海産油に添加される液体であって、当該ストリッピング処理過程において、海産油中に存在するある量の環境汚染物質が当該揮発性作業流体と一緒に該海産油から分離されるものである。また、当該揮発性作業流体はC10 C22の遊離脂肪酸を含む。さらに、当該揮発性作業流体はストリッピング処理過程で油から分離されるものであるから、「揮発性」とはトリグリセリド等の油よりも揮発性が高いことを意味すると解される。

これに対し、甲2発明1におけるリノール酸は、ストリッピング処理過程に付す前にサケ頭油に添加される液体であって、当該ストリッピング処理過程において、コレステロールと共に蒸留されるものである。そして、リノール酸はC18の不飽和脂肪酸であって、トリグリセリドと比較すると揮発性が高い。そうすると、本件発明1における揮発性作業流体と、甲2発明1におけるリノール酸とは、除去対象物質が環境汚染物質であるかコレステロールであるかとの点で違いがあるものの、いずれもトリグリセリドと比較して揮発性が高く、除去対象物質と共に蒸留される液体であるとの点で共通する。また、リノール酸は、本件明細書において揮発性作業流体として例示された「C10 C22の遊離脂肪酸」に該当する。

したがって、甲2発明1におけるリノール酸は、本件発明1における揮発性作業流体に当たると認めるのが相当である。

この点についての本件審決の判断には誤りがあるところ、その誤りが結論に影響を及ぼすものであるかどうかについて検討すると、相違点6に係る構成の容易想到性について、コレステロールが気化する温度範囲では、より揮発性の高いPCB及び臭素化難燃剤も気化するというべきであるから、「臭素化難燃剤およびPCBからなる群より選択される環境汚染物質」を含有するサケ頭油を使用して、甲2発明1が特定する方法を実行すると、当該環境汚染物質は、当該サケ頭油に添加されたりノール酸と一緒に分離されることとなる。

そして、コレステロール、PCB及び臭素化難燃剤の揮発性の程度は、本件優先日当時において、周知の客観的事項であると認められるから、当業者は、甲2発明1が特定する方法を実行すると、サケ頭油に含まれているPCB及び臭素化難燃剤が、当該サケ頭油に添加されたりノール酸と一緒に分離されることを容易に理解できたというべきである。

したがって、当業者は、相違点6に係る構成を容易に想到することができたと認めるのが相当である。

(11)知財高判平成31年1月31日 裁判所HP

平成30年(ネ)第10033号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/388/088388_hanrei.pdf

特許権者である被控訴人の請求のうち、特定被告製品の差止請求及び損害賠償請求を認容した原判決に対して、控訴人が敗訴部分を不服として本件控訴を提起した事案であって、被控訴人が時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てをしたが、却下することはせず、本件特許は特許無効審判により無効とされるべきものと認められるから、被控訴人は本件特許権を行使することはできないとして、原判決を取消した事案。控訴人の当審における本件無効の抗弁の主張は、原審において侵害論の審理を終了し、損害論の審理に入った段階で提出されたため、時機に後れた攻撃防御方法として却下された主張と同旨のものであるが、控訴人は、原審口頭弁論終結前に本件無効の抗弁に係る無効理由の存在等を認めて本件特許を無効とする旨の別件審決がされたのを受けて、当審において再度提出したものであること、控訴人は、控訴理由書に本件無効の抗弁を記載し、当審の審理の当初から本件無効の抗弁を主張していたことが認められるから、当審における控訴人による本件無効の抗弁の主張の提出が時機に後れたものということとはできない。また、当審の審理の経過に照らすと、控訴人による本件無効の抗弁の主張の提出により、訴訟の完結を遅延させることとなることは認められない。

したがって、当審における控訴人による本件無効の抗弁の主張を時機に後れた攻撃防御方法として却下することはしない。本件発明1,2及び6は、進歩性を欠くものであり、本件特許には、特許法29条2項に違反する無効理由(同法123条1項2号)があり、特許無効審判により無効とされるべきものと認められるから、被控訴人は、同法104条の3第1項の規定により、控訴人に対し、本件特許権を行使することはできない。

(12) 知財高判平成31年2月6日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10124号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/393/088393_hanrei.pdf

原告は、「envie CHAMPAGNE GLAY」の欧文字と「アンヴィ シャンパングレイ」の片仮名を上下二段に書してなる商標について、「眼鏡」等を指定商品とする商標の商標権者であり、被告(「シャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会」を意味する名称のフランス法人)が、特許庁に対し、その商標登録が商標法4条1項7号に違反することを理由として、無効審判を請求したところ、特許庁が無効審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決を不服として本件訴えを提起した事案。

本件審決の理由は、要するに、本件商標登録は、商標法4条1項7号の規定に違反してされたものであるから、無効とすべきものである、というものである。

本件商標のうち「CHAMPAGNE」、「シャンパン」の部分は、フランスのシャンパーニュ地方で作られるスパークリング・ワインを意味する語であるところ、フランスにおいて、法令により原産地統制名称として保護されている。具体的には、公立行政機関が定める生産区域、ぶどうの品種等の諸条件を満たすものがその名称として「CHAMPAGNE」(シャンパン)を使用する権利を有することとして、シャンパーニュ地方産ワイン製品の品質につき厳格な管理・統制が行われており、被告は、フランス国内及び国外において、「CHAMPAGNE(シャンパン)」の原産地統制名称を保護する等の活動をしている。こうした被告をはじめとするシャンパーニュ地方のワイン生産者等の努力の結果、「CHAMPAGNE」、「シャンパン」の表示は、周知著名性を獲得、維持し、高い名声、信用が形成されている。これらの事情に鑑みると、「CHAMPAGNE(シャンパン)」の表示は、フランス及びフランス国民の文化的所産というべきものである。

そして、本件商標のうちの「CHAMPAGNE」、「シャンパン」の文字がフランスにおいて有する意義等を総合的に考慮すると、本件商標をその指定商品に使用することは、フランスのシャンパーニュ地方におけるぶどう酒製造業者を代表する被告のみならず、法令により「CHAMPAGNE(シャンパン)」の名声等を保護してきたフランス国民の国民感情を害し、日本とフランスとの友好関係にも好ましくない影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いといわざるを得ない。

なお、原告は、「CHAMPAGNE」、「シャンパン」は色彩を表示するものであり、これと色彩を示す「GLAY」、「グレイ」とが一体不可分であることから、色彩以外の意味合いを想起することはないなどと主張する。

しかし、「シャンパン」の語が色彩を意味する例があるとしても、いずれもスパークリング・ワインとしてのシャンパンを想起させることによって、いわば比喩的に「シャンパン」の語を用いて色彩を表現しているものである。このことは、本件商標が「シャンパン」の称呼及び「シャンパーニュ地方産のスパークリング・ワイン」の觀念を生じることがむしろ裏付けるものといえる。したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

以上のとおり、本件商標につき商標法4条1項7号に該当するとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(13) 最三決平成31年1月22日 裁判所HP

平成30年(許)第7号 文書提出命令申立てについてした決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/272/088272_hanrei.pdf

【裁判要旨】

1 刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書が民訴法220条1号所定の引用文書に該当し、当該文書の保管者による提出の拒否が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるときは、裁判所は、その提出を命ずることができる。

(理由)

民訴法220条3号後段に基づき、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書提出を求める場合において、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である(最高裁平成15年(許)第40号同16年5月25日第三小法廷決定・民集58巻5号1135頁等参照)。そして、民訴法220条1号に基づく場合においても、引用されたことにより当該文書自体が公開されないことによって保護される利益の全てが当然に放棄されたものとはいえないから、上記と同様に解すべきである。

2 捜査に関して作成された書類の写しが民訴法220条1号所定の引用文書又は同条3号所定の法律関係文書に該当し、当該写しを所持する都道府県による提出の拒否が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるときは、裁判所は、その提出を命ずることができる。

(理由)

公判に提出されなかった、刑事事件の捜査に関して作成された書類の原本及びその写しは、いずれも刑訴法47条により原則的に公開が禁止される「訴訟に関する書類」に該当するところ、同法その他の法令において、当該原本を保管する者と異なる者が当該写しを保管する場合に、当該原本を保管する者のみが当該写しについて公にすることを相当と認めることができるか否かの判断をすることができる旨の規定は存しない。そして、当該写しをその捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所持する場合には、当該都道府県は、当該警察において保有する情報等を基に、諸般の事情を総合的に考慮して、同条ただし書の規定によって当該写しを公にすることを相当と認めることができるか否かの判断をすることができるといえる。したがって、この場合には、上記の判断は、当該都道府県の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

(14)最二決平成31年1月23日 裁判所HP

平成30年(許)第1号 譲渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/273/088273_hanrei.pdf

【裁判要旨】

1 被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるとはいえない。

(理由)

社債等振替法は、振替株式等についての権利の帰属は振替口座簿の記録等により定まるものとしている。また、被相続人が有していた振替株式等は相続開始とともに当然に相続人に承継され、口座管理機関が振替株式等の振替を行うための口座を開設した者としての地位も上記と同様に相続人に承継されると解される(民法896条本文)。そうすると、被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等は、相続人の口座に記録等がされているものとみることができ、このことは、共同相続の場合であっても異なる。

2 執行裁判所は、譲渡命令の申立てが振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分についてのものであることから直ちに当該譲渡命令を発することができないとはいえない。

(理由)

共同相続された振替株式等につき共同相続人の1人の名義の口座にその共有持分の記録等をする事ができないからといって、当該共有持分についての譲渡命令が確定した結果、当該譲渡命令による譲渡の効力が生じ得ないものとはいえない。そして、法令上譲渡が禁止されず、適法に差押命令の対象とされた財産について、これが振替株式等の共有持分であることのみから、執行裁判所が譲渡命令を発することができないとする理由はない。

(15)最三決平成31年2月12日 裁判所HP

平成30年(許)第10号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/419/088419_hanrei.pdf

【裁判要旨】

離婚訴訟において原告と第三者との不貞行為を主張して請求棄却を求めている被告が上記第三者を相手方として提起した上記不貞行為を理由とする損害賠償請求訴訟は、人事訴訟法8条1項の関連請求に係る訴訟に当たる。

(理由)

人事訴訟法8条1項は、家庭裁判所に係属する人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求に係る訴訟の係属する第1審裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより、当該訴訟をその家庭裁判所に移送することができることなどを規定しているところ、その趣旨は、人事訴訟と審理が重複する関係にある損害賠償に関する請求に係る訴訟について、当事者の立証の便宜及び訴訟経済の観点から、上記人事訴訟が係属する家庭裁判所に移送して併合審理をすることができるようにしたものと解される。

(16)東京地判平成29年1月19日 判例タイムズ1455号137頁

平成28年(ワ)第13580号 損害賠償請求事件(請求棄却)

AはB社と外国為替証拠金取引をしたところB社は破産し、破産債権が回収できなかった。Aは 破産裁判所はB社の顧客からの預り金等の銀行口座を調査し顧客の救済を図るべきであったのに同調査を破産管財人に求めることを怠った、

B社の従業員らを被告として提起した損害賠償請求事件において受訴裁判所は調査嘱託の嘱託先からの回答内容を鵜呑みにした、東京地検はA提出の告訴状等を返戻し捜査を全くしなかったとし、的確な裁判手続により破産者等の責任追及をして被害の回復をすることができるという期待を裏切られ精神的苦痛を被ったとし、国に対して、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求をした。本判決は、同条同項の適用上違法となるのは、破産管財人の職務遂行ないし不作為が破産管財人の職務上有する合理的な裁量を逸脱し著しく合理性を欠くと認められ、破産裁判所がこのような事態を認識し又は認識し得たにもかかわらず漫然と監督権限を行使しなかったと認められる必要がある、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認めうるような特別の事情があることが必要であるとし、本件ではいずれもそのような事実は認められないとし、被害者が捜査によって受ける利益は公益上の見地にたって行なわれる捜査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、損害賠償法上の法律上保護される利益ではないとし、いずれの請求も棄却した。

【刑事法】

(17)最二判平成30年12月21日 裁判所HP

平成28年(あ)第543号 詐欺未遂,強盗殺人,死体遺棄被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/300/088300_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、親交のある資産家夫妻を殺害してその所持品を強奪した上、死体を土中に埋めて遺棄し、強奪したクレジットカードを不正に使用して約381万円相当の新幹線回数券をだまし取ろうとしたが、未遂に終わった事案

(判旨)

被告人は、あらかじめ自動車、睡眠薬、ロープ、フック等を準備した上、クレジットカード等を強奪するために、夫妻を誘い出し、自動車内で多量の睡眠薬を服用させて睡眠状態に陥らせ、夫妻の首にロープを掛け、自動車の後部ドア枠上部に引っ掛けたフックにロープを通し、これを引っ張って夫妻を絞殺したのであって、周到に準備された高度に計画的な犯行であり、殺意も強固である。何ら落ち度のない被害者2名の生命を奪った結果は重大であり、遺族は峻烈な処罰感情を示している。よって、被告人が死体遺棄及び詐欺未遂の事実を認めていること、被告人に前科がないことなど、被告人にとって酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の科刑(死刑)は是認されるから、上告は棄却する。

(18)最一決平成31年2月12日 裁判所HP

平成30年(し)第584号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/416/088416_hanrei.pdf

刑訴法435条1号にいう「確定判決」とは、刑事の確定判決をいうのであり、民事の確定判決やこれと同一の効力を有する和解調書等は含まれないから、抗告は棄却する。

(19)東京高判平成29年10月11日 判例タイムズ1455号88頁

平成29年(う)第1088号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判,上告(後上告取下))

累犯前科を含む覚せい剤取締法違反による同種服役前科が6犯ある被告人につき、弁護人が刑の一部の執行を猶予すべき意見を述べたが、原判決は、これに言及することなく懲役2年10月の全部実刑に処した。被告人が量刑不当を理由に控訴したところ、本判決は、被告人が逮捕後事実を認め、施設内の処遇プログラムの受講に積極的な意欲を示すとともに、専門的な治療を受ける旨の意向も示し、現に専門医療機関に入院するなど実際の行動に移していること、暴力団との関係を絶ち実弟と同居しその監督に服するとともに、会社を営む知人の下で真面目に働いていきたい旨述べるなど更生の意欲を示しており、実弟や同知人もこれに協力する旨の意向を示していること等から、再犯防止のためには、施設内処遇に続き、社会内処遇を実施することが必要かつ相当であるとし、原判決を破棄し、懲役2年10月に処し、その刑の一部である懲役6月の執行を2年間猶予するとともに、その猶予の期間中被告人を保護観察に付した。

(20)東京高判平成31年1月23日 裁判所HP

平成29年(う)第521号 各業務上過失致死被告事件(破棄自判(被告人兩名とも無罪))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/088398_hanrei.pdf

(事案)

静岡県御殿場市内の陸上自衛隊東富士演習場内に存在する入会地(以下「本件入会地」という。)の野焼作業に係る業務上過失致死の事案である。

被告人Aは、本件入会地の管理保全業務を行っていた組合の組合長であり、被告人Bは、組合の事務局長であった。本件入会地は3000ヘクタールにわたり、かつ防火帯は完備されていない状態であったところ、野焼作業により、火

災が発生し、3名が焼死した。

原判決は、いずれの被告人についても過失があるとして、被告人Aを禁固1年、執行猶予3年に、被告人Bを禁固10月、執行猶予3年に処した。

弁護人が控訴した。

(判旨)

野焼作業においては、具体的な着火場所の選定は現場の状況を一番よく知っている立場にある現場の作業員らの判断に委ねられており、被害者らは経験も豊富で、野焼作業の安全性のための手順を十分にわきまえた人達であったこと、被告人兩名は、会議において事故の危険性について具体的な指摘も受けていないことからすれば、現場の作業員が「野焼作業の鉄則」(作業員は自己の身の安全を考えて作業をする必要があり、そのために安全地帯を背にしてその外縁部に着火し焼け跡を広げていく方法)に反して、原野内で着火するのに等しい危険な行為を行うようなことは、通常は想定し得ないというべきであるから、被告人兩名には具体的な予見可能性がなく、これを回避すべき義務があったとも認められないから、原判決を破棄する。さらに、被告人兩名には予見可能性・結果回避義務がなく、本件公訴事実につき、犯罪の証明がないことになるから、被告人兩名に対し無罪を言い渡した。

【公法】

(21) 最三判平成31年2月5日 裁判所HP

平成30年(行ツ)第92号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/381/088381_hanrei.pdf

1 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例(昭和44年東京都条例第55号)におけるいわゆる特例選挙区(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域を合わせて1選挙区(島部選挙区)として存置したこと)の存置の適法性

2 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例(昭和44年東京都条例第55号)の議員定数配分規定の適法性

3 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例(昭和44年東京都条例第55号)におけるいわゆる特例選挙区の存置の合憲性

4 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例(昭和44年東京都条例第55号)の議員定数配分規定の合憲性

(判旨)

島しょ部が、離島として、その自然環境や社会、経済の状況が東京都の他の地域と大きく異なり、特有の行政需要を有することから、東京都の行政施策の遂行上、島しょ部から選出される代表を確保する必要性が高いものと認められる一方、その地理的状況から、他の市町村の区域との合区が、地続きの場合に比して相当に困難であることなどが考慮されてきたもの等の理由、更に逆転現象が減少傾向であったこと等から、特例選挙区を維持したことの適法性、その他の各論点について、何れも、適法ないし合憲と判断した。

(22) 最一判平成31年2月14日 裁判所HP

平成30年(受)第69号 損害賠償請求事件(破棄自判、被上告人の請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/415/088415_hanrei.pdf

1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法

2 名張市議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定及びその公表行為が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

(判旨)

本件は、視察旅行欠席を理由に議会から嚴重注意処分を受けたことが名誉権侵害であるとして、国家賠償請求がなされた事案であり、原判決は、これが法律上の争訟に該当し、司法審査の対象となると判断した上、請求の一部を認容した。

これに対し、最高裁判所は、法律上の争訟性の部分については原判決を是認したが、例え名誉権のような私権に対する侵害事案であっても、「普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。」とした上、嚴重注意処分の効力や態様(公表の有無)に照らすと、内部問題に止まっているとして、違法な公権力の行使とは言えないと判断した。

(23)大阪高判平成30年3月20日 判例時報2390号3頁

平成29年(行コ)第60号 補助金不交付処分取消等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

学校教育法134条1項に定める外国人を対象とした各種学校を設置運営する準学校法人(大阪朝鮮学園:一審原告・控訴人)が,大阪府(一審被告・被控訴人)に対し大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱(大阪府要綱)に基づく補助金申請,並びに,大阪市(一審被告・被控訴人)に対し大阪市義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱(大阪市要綱)に基づく補助金申請をそれぞれしたところ,大阪府知事及び大阪市長によりいずれも不交付とする旨の決定(本件各不交付決定)を受けたので,同決定が違法であるなどとして,不交付の取消や交付決定の義務付け,補助金交付を受けられる地位にあることの確認等を求めた事案についての控訴審。

- 1)大阪府と大阪市の各要綱に基づく補助金不交付決定の処分性を否定し,いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないから,取消や義務付け請求に係る部分は不適法却下。
- 2)控訴人が各要綱に基づく補助金の交付を受けられる地位にあることの確認を求める訴えは,補助金交付の要否をめぐる問題を解決するための適切な手段であるから,確認の利益を肯定することができる。
- 3)大阪府が大阪府要綱を改正し,控訴人が,特定の政治団体が主催する行事に「学校の教育活動として参加していないこと」との要件を充足しないことを理由として同要綱の補助金を不交付としたこと,大阪府が大阪市要綱の補助金交付対象要件として大阪府要綱の補助金の交付を受けることが見込まれることを付加する改正をし,控訴人がこれを充足しないことを理由として大阪市要綱の補助金を不交付としたことは,憲法13条,14条,23条,26条,経済的,社会的及び文化的権利に関する国際規約(人権A規約)2条,13条,市民的及び行政的権利に関する国際規約(人権B規約)26条,あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約,児童の権利に関する条約3条,教育基本法16条1項,14条2項,私立学校法1条に違反するものではなく,裁量の逸脱・濫用はなく,交付対象要件の適用にも誤りはない。等として,原判決の結論を是認し,控訴を棄却した。

【社会法】

(24)東京高判平成30年2月7日 判例時報2388号104頁

平成29年(ネ)第2856号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立て))

日雇派遣ないし日々職業紹介により就労先で就労した労働者Xの給料の支払いにつき,派遣元ないし就労先が,給料日前日に給料を受け取るには,105円ないし315円の振込手数料を要する「即給サービス」というシステムを用い,賃金から振込手数料を天引きしていたことにつき,Xが賃金の全額払いの原則を定めた労働基準法24条1項に違反し,不法行為における違法性を構成し,労働者の経済的な利益だけでなく人格的利益も侵害するとして,慰謝料の支払いを求めた事案。

原審はXの請求を棄却したが,本判決は,就業者の同意があるとしても,不本意ながら利用せざるを得ないとして,労働者の自由な意志に基づいてされたものであると認めるに足る合理的理由が客観的に存在する場合にはあたらな

(25)大阪地判平成31年1月31日 裁判所HP

平成29年(ワ)第9384号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/406/088406_hanrei.pdf

原告が,被告がウェブサイト上に掲載した文章が虚偽の事実であり,これにより営業上の信用を著しく毀損されたとして,被告に対し,不正競争防止法に基づき,上記内容を被告のウェブサイトに表示することの差止め等を求めた事案。

被告は,被告ウェブサイトの中で,被告代表者の自伝を,週1回,50回にわたり掲載した(以下「本件連載」)。本件ウェブページ1及び2は,本件連載のうち第27回及び第28回に当たる。

被告は,本件連載の第27回である本件ウェブページ1において,「革新的な自走式パイラー誕生」との表題を付して,まず圧入機分野に参入してきた他社のほぼすべてが土俵に上がる前に撤退したことを述べた上で,本件掲載文1として,「ただ一社だけ,当社の下請けで加工を任せていた高知の小さな会社がサイレントパイラーのコピー機をつくって売り始めた。」と記載し,また,本件掲載文2として,「いまでもこの会社は平然とコピー機を製造している」と記載している。

また,被告は,本件連載の第28回である本件ウェブページ2において,本件掲載文3として,「辞めた社員の一部は,当社の機械のコピー機をせっせとつくっている件の会社に引き抜かれた。」と記載している。

そして,原告は,平成29年9月頃,本件ウェブページ1及び2に接した取引先から,本件掲載文1ないし3について指摘を受けた。

平成29年当時,油圧式杭圧入引抜機の製造販売事業を行う会社は,高知県内においては原告及び被告以外には存在しなかったことなどを考慮すると,被告代表者であるP1が,本件掲載文1ないし3として,「当社の下請けで加工を任せ

ていた高知の小さな会社」,「この会社は平然とコピー機を製造している」,「当社の機械のコピー機をせつせとつ
くっている件の会社」と記載した際に,原告を指す意図でしたことは明らかである。

また,原告の製品は,被告のサイレントパイラーと同じ圧入原理を利用する油圧式杭圧入引抜機であるが,この基
本原理自体は,サイレントパイラーの開発以前である昭和35年から公知であるし,原告の製品の形状は,サイレント
パイラーの形状と一部類似するが,油圧式杭圧入引抜機の機能を発揮するためにはある程度決まった構造・形状を
採らざるを得ないと合理的に推測できるのであって,他の会社がかつて製造していた油圧式杭圧入引抜機も,サイレ
ントパイラーと主要な構造や形状が類似していたことが認められる。

以上によれば,被告は,原告の製品が,被告の製品をコピーしたものであると表現し得る場合ではないにもかか
わらず,本件掲載文1ないし3において,原告の製品を「コピー機」と記載したものであるから,これは,虚偽の事実
に当たるといふべきであり,競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布したもの(不正競争防止法2
条1項15号)と認められる,として原告の請求は認容された。

【紹介済み判例】

最三決平成29年12月18日 判例時報2390号107頁

平成29年(医へ)第16号 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件
事件(抗告棄却)

法務速報200号21番にて紹介済み

最一決平成29年12月25日 判例時報2390号104頁

平成27年(し)第587号 再審請求棄却決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)

法務速報201号21番にて紹介済み

大阪地判平成30年1月11日 判例タイムズ1455号211頁

平成28年(ワ)第3240号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

法務速報209号5番にて紹介済み

最二判平成30年6月1日 判例時報2389号107頁

平成29年(受)第442号 地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻,一部上告棄却)

法務速報206号18番19番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/087785_hanrei.pdf

最二判平成30年6月1日 判例時報2390号96頁

平成28年(受)第2099号・2100号 未払賃金等支払請求上告,同附帯上告事件(一部上告棄却,一部破棄差戻)

法務速報206号18番にて紹介済み

最三判平成30年7月17日 判例時報2390号51頁

平成29年(受)第2212号 放送受信料請求事件(上告棄却)

法務速報207号1番にて紹介済み

最三判平成30年7月17日 金法2107号66頁

平成28年(行ヒ)第406号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻)

法務速報207号17番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/087876_hanrei.pdf

2. 平成31年(2019年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 198 1

平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

・・・平成30年度の第二次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について,一部を同年度内に交付しないで平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることを定めた法律。

3.2月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

市川 充 安藤 知史/編著 美和 薫 吉田 大輔/著 弘文堂 259頁 2,916円

実務の技法シリーズ 1 会社法務のチェックポイント

市川 充 岸本 史子/編著 國塚 道和 嵯峨谷 巖 佐藤 真太郎/著 弘文堂 227頁 2,700円

実務の技法シリーズ2 債権回収のチェックポイント

高中 正彦 吉川 愛/編著 岡田 卓巳 望月 岳史 安田 明代 余頃 桂介/著 弘文堂 213頁 2,700円

実務の技法シリーズ 3 相続のチェックポイント

新潟県弁護士会 編 民事法研究会 232頁 3,024円

トラブル相談シリーズ 保証のトラブル相談Q&A基礎知識から具体的解決策まで

弁護士法人Y&P法律事務所/税理士法人山田&パートナーズ 編著 日本法令 279頁 1,944円

配偶者居住権の新設等改正相続法への対応と実務Q&A

中村 宏/濱田 卓 著 民事法研究会 290頁 3,348円

トラブル相談シリーズ マンション管理組合のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで

松尾剛行/山田悠一郎 著 勁草書房 612頁 5,940円

最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務

4.2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会中小企業法律支援センター弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 345頁 3,564円
弁護士専門研修講座 事業承継支援の基礎知識

東京弁護士会 弁護士研修センター運営委員会/編 ぎょうせい 330頁 3,780円
弁護士専門研修講座 国際法務をめぐる交渉・文書作成術

広島弁護士実務研究会 編著 第一法規 203頁 2,700円
Q&A弁護士のためのSNSの正しい活用術

第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会 編 勁草書房 270頁 3,780円
AI・ロボットの法律実務Q&A

東京弁護士会,親和全期会/編著 第一法規 207頁 2,700円
こんなところでつまづかない! 労働事件21のメソッド

5. 発刊書籍<解説>

「トラブル相談シリーズ 保証のトラブル相談Q&A基礎知識から具体的解決策まで」

保証契約に関する教科書的な基本的事項について、丁寧にQ&A方式で解説されている本である。掲載されている問いは具体的な実務事例というよりも、「根保証とは何か」といったような抽象的な事例が多い。民法改正や最新判例を踏まえているので、民法改正後の保証契約について、基礎知識を確認したい場合に役に立つ本である。

「こんなところでつまづかない! 労働事件21のメソッド」

労働者性、残業代計算、解雇権濫用法理など、労働事件における基本的な事案について、若手向けに体験談が記載されている本である。労働者側、使用者側のいずれの側からも解説されている。事件処理について改めて確認できる内容であり、若手に限らず幅広く参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。